

一般社団法人日本自己血輸血・周術期輸血学会 定款

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上17名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法に定める代表理事とする。
- 3 理事のうち1名を副理事長、4名以内を常務理事とし、副理事長および常務理事をもって法人法に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
- 4 役員を選出に関し必要な事項はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める細則による。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前二項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

一般社団法人日本自己血輸血・周術期輸血学会 定款施行細則

第4章 理事の選出

細則 第9条 理事選挙の定数

評議員の選挙による理事の定数は16名とする。

細則 第10条 理事選挙の立候補

評議員（理事選挙の学術総会時に68歳以下の者）は理事選挙に立候補できる。

理事選挙の公示は社員総会の8週間前までとする。立候補者は4週間までに事務局に別に定める文書（様式4）を提出する。

細則 第11条 理事選挙管理委員会

理事選挙管理委員会は、理事選挙に立候補しない理事・監事および若干名の評議員をもって組織する。選挙管理委員会委員長は理事長が指名する。

事務局は理事長の命により、社員総会の1週間前までに、理事候補者名簿を全評議員に送付する。

細則 第12条 理事の選出

理事は、定款の規定に従い8名を無記名投票で選ぶ。最下位の得票数の者が複数ある時は、年齢の下の者を当選者とする。

理事の任期は2年を1期とし、2期4年務めるごとに半数を2年毎に選出する。再選を妨げない。